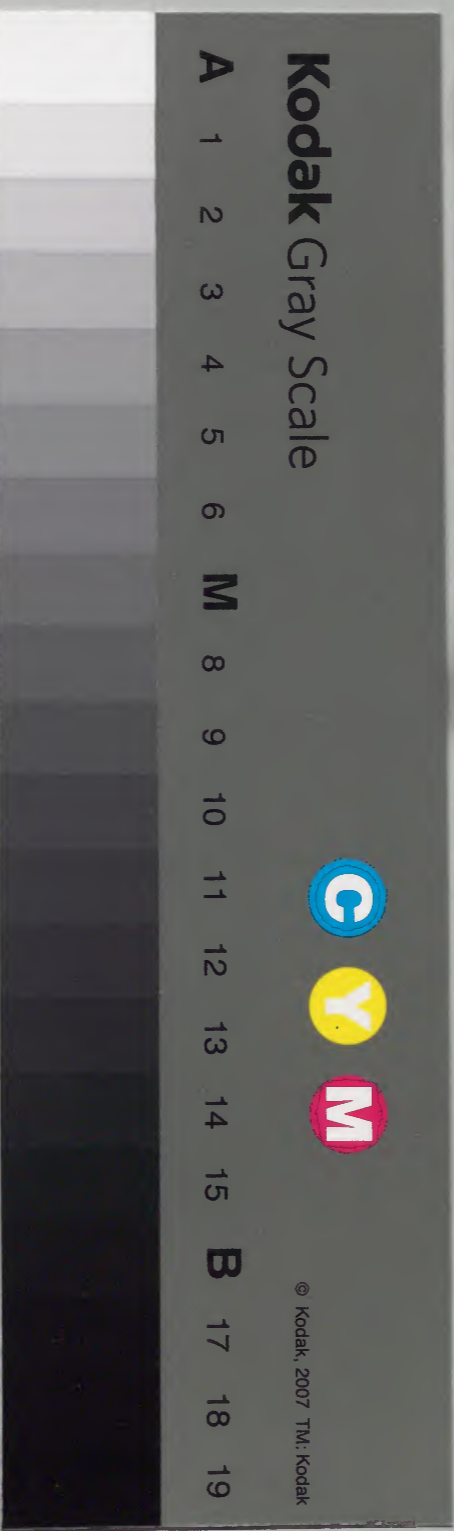


文久記事

十四

内閣文庫	
番號	和15872
冊數	24(15)
函號	151 9

内閣文庫		
五	五	和
函	八	
三	七	
架	二	類
	冊	
	號	



英國公使與薩州侯書

英國女王殿下ノ公使ヨリ君ノ惠ニ因テ我

等尤モ緊要ナル昏翰ニ張ラ坎下ニ記載シ以テ

諸君ノ展覽ニ備フルヲ得タリ

○オ一ヨ子ルニール君ヨリ薩州ニ名当セル昏翰ニ

テ二千八百六十一年オ九月十四日我文久ニ戌

一リリヤルトソン等殺害セラレシトニツキ英國政府

ヨリ難問ヲ述タルナリオニ薩州侯ヨリ返翰

此訳別紙ニ記ス

薩州大隅日向兼琉球島大守松平修理大夫閣下

又大守不在。於テハ其國ノ執吏ニ呈ス。

一 日本文久二年八月廿一日我九月十四日東海神奈川駅

ノ近傍ニ於テ英國ノ臣民武器ヲ帶セス罪ヲモ

毎キ足下ノ父タルト傳聞セル島津三郎ノ棄物

ヲ警衛シ從ヘル人々ヨリ暴虐ナル殺害ヲ受ケ

シトハ足下ニ於テ能ク知ル所ナリ

一 又同時ニ右從者トモヨリ其殺害ヲ加工ラレシ

者ノ同行ニ英國ニ於テ身柄之レ有ル高貴二人

及ヒ婦人モ亦襲撃セララル右兩人ハ數ヶ所ノ重

傷ヲ被リ婦人ハ僅ニ其厄ヲ免レ遁レ去リシト

モ亦足下ノ能ク知レル所ナリ

一 チヤル・スレノキス・オイチヤルトソシ 即死

一 ホラマイル 婦人 諸処傷害

一 ウ・エハ・アルセル

此暴虐ノ所行ハ上英王ヲ始メ下万民ニ至ル迄

切齒痛哀シ文明諸國ニ至ルマテ之カ為人憤激

セサル者ハナシ

一 英國女王殿下ノ政府ハ日本大君ト和親懇篤人

條約ヲ取結ビタル故ニ予大君政府ニ對シ親睦

ノ角ヲ以テ島津三郎從者ノ中ヨリ速ニ其殺害

セシ人等ヲ刑ニ行フヘキヲタルヲ大君政府  
ニ委任セリ是レ予カ公平ノ處置ナリ  
一我等此ノ忍ヒ難キ処ヲ忍ヒシハ我政府ニ於テ  
モ之ヲ是トシ又大君政府ニ於テモ感スル処ニ  
然ラスシテ直チニ此ノ暴逆ノ所業ヲ咎メント  
ノ論ニ降セハ必ラス其ノ者共ヲ捕獲シタラン  
又急ニ迫ルヨリシテ思ラクハ島津三郎ノ命ニ  
モ及スシナラン欺ク未曾有ノ凶惡ナル所行ア  
リシヨリ以來十箇月ヲ経ル其始ヨリ今ニ至ル  
マテ大君ノ宰相等余ニ告ルニハ彼ヲ切害セシ

者共ハ大君ノ命ニ忝ヒテ足下ヨリ渡サレ死刑  
ニ行フタメ江戸ニ送ラルヘシト予ニ告ケラレ  
タレト其事遲緩ニシテ今ニ至ルマテ其音信ハ  
絶ヘス我政府ニ報知セリ

一然ルニ足下大君政府ノ威勢及ハサル絶域ノ領  
分ニ移リ日本大名ニ属スル割拠ノ地ニ脱然ト  
シテ大君政府ヨリ公平ノ裁判ヲ為サン為ニ其  
罪人ヲ江戸ニ送ルヘキ命令ヲ等閑ニシテ顧ミ  
ス故ニ然ラスヘキヲ望ムト虽氏大君政府ヨリ  
其報答ヲナシ難キ由ヲ我政府ニ報知セリ

一當時此事ニツキ予政府ヨリ斯クナス可シト云  
確然タル令ヲ得タリ  
一大君政府ハ方今政道ノ乱レタルヲ自国ノ旧例  
ニ拘リ藩士ノ暴行ニ就キ敢テ其諸侯ヲ強テ嚴  
遺セルヲ能ハサレト虽モ英國臣民之カ为ニ犠  
牲トナル上ハ日本モ亦独立建国ナレハ高位貴  
人タリトモ須ラク其政府ノ手經テ償金ヲ出シ  
其過失ヲ謝スヘシ  
一余レ我政府ノ命ニ從ヒ大君政府ニ要求セルハ  
條約中ニ開キタル大道ニ於テ足下ノ從臣ニ英

国臣民ヲ殺傷セシメルヲ過トシタル一篇ノ託  
書ト若干ノ償金ト是ニ  
右二件ノ要求ハ余レ既ニ果シタリ  
一仮令何様ノ事アリトモ不礼ヲ为シ刺殺ヲ为セ  
ル者ヲ足下拒テ出サバル理ナク又罪アル者ヲ  
刑スルハ素ヨリ萬国普通ノ法ナレハ大罪アル  
者刑ヲ免ルヘキ理ナシ依テ英國政ニテ決裁シ  
余ニ命シテ足下ニ要求セル左ノ如シ

第一  
リチャルトン氏ヲ切害シ其日行タル兩男一婦  
人ヲ襲撃シタル大罪人等ヲ英國海軍

士官一人又ハ三四人ノ眼前ニ於テ直  
チニ吟味シ罪ニ服セシムヘキ事

才ニ

切害セラレシ者ノ親屬及ヒ其時暴人  
ノ釵ニ傷害セラレ又危ク命ヲ免レタ  
ル者ニ配分スヘキ銀二万五千ホント。  
ステリシヲ出ス可キ事

一足下速ニ右要求ニ応シ給ハント英國女王殿下

ノ望ム所ナリ若足下之ヲ拒ミ怠リ或ハ避ント  
アルニ於テハ当港ニ在ル英國海軍船隊ノ全權  
タル水師提督其ノ要求ヲ遂ケン為メ屹ト勢力

ヲ以テ壓迫セン

一水師提督委任ノ全權アリ今足下ニ呈スル昏翰

中ノ意ハ提督ヨク之ヲ知レリ足下其要求ニ応  
スルモ又應セサルモ提督独リ委任ノ權アリ若  
シ拒ム時ニ及ヒ期限ヲ極メ其ノ期中ニ我要求  
ヲ遂ケンメ其罪人ヲ刑スルヲ見シ又直チニ附  
屬ノ軍艦ヲ以テ威服ノ法ヲ用ヒシカ是レ總督  
ノ預ル所ナリ足下其昏翰ヲ深ク思慮シ足下ノ  
意ヲ決シ給ハントヲ乞フ  
右昏翰ノ條ニハ是レヲ改メ更ルト余カ權ニ非

非ラス拜具謹言

Handwritten text in cursive Japanese style, likely a formal letter or document. The text is dense and difficult to read due to the cursive script.

一 薩州ニ於テ英艦ヲ攻撃セヨ

薩州ニ於テ英艦ヲ攻撃セヨ

英人

一 出簡両袋

但英艦 三三ストル

一 三月廿日

薩長

政府

英國士友

一 英艦ヲ攻撃セヨ









文久三年

牝政

癸亥七月

川上但馬

久言

大英國

ニヤルセタフヘール

兼 コニエールセ子ラール

イニニトモヨニールノ豆下ニ報ス

一 文久三年七月廿七日 檳嶼新聞

英國公使書死官サトウ今於薩州より歸馬の  
手お尋の函書

英國軍艦一列先月廿七日尚港如航廿七日麻里橋に  
着早速にニストルハ薩州候ハ書物お送り右大にハ別  
世宗政府ハ中書と同意ハ二百ハ内迄事ニ至ル  
港内ハ見高ハ英國洋船ニ變ト奪取城ハ燒拂  
可申中送リル今月朔日若紙ハ返書ハ家元  
御國ハ條約有信ニされハ御申ニ關係ニリル何事  
政府ハ強利ニ御申ニ是ハ信ニ送テ翌二日アトニラルニ号

今を彼の二隻と英國と舟をたてて追ね 英大船一隻もまた  
英人七名ありて 追ね  
たれり 江戸と舟 セサトウも六艘一舟をたてて 日本製造船物  
二艘とありて 追ねり ハカ船一艘とあり  
御す 追ねり ハカ船一艘とあり 追ねり ハカ船一艘とあり  
英國のたてハカ船とあり 追ねり ハカ船一艘とあり  
追ねり 追ねり ハカ船一艘とあり  
隻の船を焼し 世附ユライリス 取れり 砲を中へおき  
カビタン及びコミンダント等二人 蒸氣車れどもあり  
きおよ 軍令をたせし 故ありとも同し 軍令をたせし  
碎き 砲を中へおき 砲を中へおき 砲を中へおき  
の大將を今自落し 一隊の軍艦の熱  
をたせし 砲を中へおき 砲を中へおき 砲を中へおき

英取も 追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり

七月九日

横濱新聞 千八百六十二年八月廿二日  
元文久二年 庚辰七月九日

日本

英軍 英國軍艦の追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり  
追ねり 追ねり 追ねり 追ねり

今般大軍艦の商標小冊をせうとて整へ、小冊を  
ひとまとめて各号の紙と紙、百枚とんと変更したる事  
是と平等ハ十枚格を各号毎に改定して、  
小冊一冊一冊の紙を改定するの報告を知りて、  
り物とも是も然り、然るに改定するの事、  
両号中ハ又変更して紙を改定して、  
せんことを改定する事

今般大軍艦の商標小冊をせうとて整へ、小冊を  
ひとまとめて各号の紙と紙、百枚とんと変更したる事  
是と平等ハ十枚格を各号毎に改定して、  
小冊一冊一冊の紙を改定するの報告を知りて、  
り物とも是も然り、然るに改定するの事、  
両号中ハ又変更して紙を改定して、  
せんことを改定する事

今般大軍艦の商標小冊をせうとて整へ、小冊を  
ひとまとめて各号の紙と紙、百枚とんと変更したる事  
是と平等ハ十枚格を各号毎に改定して、  
小冊一冊一冊の紙を改定するの報告を知りて、  
り物とも是も然り、然るに改定するの事、  
両号中ハ又変更して紙を改定して、  
せんことを改定する事

- 第一号 二千二斤の大砲 八挺 白砲 二挺
  - 第二号 二千二斤の大砲 三挺 白砲 二挺
- 但し第一号と第二号との堡壘の間ハ時銃砲ハ  
八挺あり

中三号 白砲 二挺

中四号 赤砲 一挺

中六号 八インチ 副官銃の太砲 二挺

中七号 二十四斤の太砲 九挺 野銃砲 二挺

中六号 十八斤の太砲 九挺

中七号 十インチの太砲 二挺

中八号 二十四斤の太砲 六挺 時銃砲 二挺

中八号 十インチの太砲 一挺

中九号 二十四斤の太砲 六挺

中九号 十八斤の太砲 一挺 野銃砲 一挺

中九号 十八斤の太砲 四挺

中十号 一挺

中十一号 八インチの太砲 二挺 二十四斤の太砲 四挺

中十二号 二十四斤の太砲 十挺

此の銃を修理するものハ二個のモ

金曜日 出板の前の一日 船の修不英國の急使船コルモレント

船 南港に在るを中六号の太砲と替へる事

し、中七号を中六号の太砲と替へる事

此のコレモレント船ハ南月十八日麻呂島とありせり

英國軍艦の出板する事にて是れより船を修理するに

新船の到着と云ふものと云ふ

アルギニス船及びハーホック船は薩長に於て幾年の後今  
船高港に碇をせし事を知り船中の諸君と毎時待  
たせし事ハ後述のと云ふ事候と云ふ事候と云ふ事候  
と云ふ事候と云ふ事候と云ふ事候と云ふ事候と云ふ事候  
流布も亦く因て此の事件ハ今より云ふれども其候  
と云ふ事候と云ふ事候と

薩長船中船と云ふ事候の内提督エープリのイェルヤリス  
船ハ大砲二尊有候パール船ハ二十一挺アルギニス船ハ六挺  
パール船ハ十七挺 コクエツテ船ハ四挺 レースホルス船ハ

四挺 ハーホック船ハ二挺と云ふ事候六月六日高津と出  
帆して十日午後薩長船高津より出帆しし事候は薩長  
船の港ハオスホルン及びその代の人妻と云ふ事候  
を因國度調へし事候其船西よりと云ふ事候と云ふ事候  
要害も又候事候と云ふ事候ハ其の事候と云ふ事候  
軍艦薩長船と云ふ事候と云ふ事候と云ふ事候ハ薩長  
十八方ゆとりりを製造し其船を在てハ其の事候と云ふ事候  
造る事候と云ふ事候

十二日軍艦を薩長の場と船を市街と云ふ事候  
凡一千二百ヤルト一ヤルトハ凡の事候と云ふ事候と云ふ事候

水の浦と千尋あり、陸奥の浦と比せるとは知らず  
一、水産物はいくらも市街の西面より集りて、在る所は南流する  
水産といふ重利も多し、その南流を以て水と記し、水  
産の浦と記せり。

然らば陸奥の上等の士族を捉管する事あり、其地  
荒人の集りたる平生、既なる所の礼儀作法といふ事  
ありて、その平生を以ての体なり、其地の田舎の序の  
を牧人報と掲げ、園より向つて、其地と脱びて、其  
るよ、コロ子ルハ之に比たし、其地より用ひて、其地とせり、或人の  
前より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり。

陸奥の士族曰く、陸奥

陸奥後  
と云ふ也

尚今麻呂等少を

らば、是より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、  
同書と記されたる、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、  
一、其地は、其地の、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、

其地より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、

ル子ルニールハ、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、

其地より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、  
其地より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、  
其地より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、

其地より、其地を以て、其地と用ひ、其地より、其地とせり、





由大とくともハ聖地を難と漸クの中興ノ於て双方  
ノ千七百ヤルトづク得て是ノ船集セリ大船場を  
難高ノ中興と死一たると云て知人  
エールヤリエス船ハ何と改印と云もヘルシユース船と云も  
を備付難を以テ十日の船パール船コクエツテ船アルキ  
ハ船ハ一ホツク船及ハレースホルス船ハ港内よをも又左傍  
ハ難所也薩ノ蒸氣船之變と候と一と取押  
其船号ホンゲネトと云るものハ千八百六十年拾二万  
元と云て薩ヲ買合テ一艘ハジヨルニゲレーと云る  
少て四万元と云て買合又一艘ハコンテストといハ世年

中ノ月八百六十年元と云て買合たり世ニ復難治の物不  
島面ヲ救せされどもウイルモット岬の後ハ難と云る  
昔ヤ早船一ノ大風をうしし其船ハ買合不  
海と難一利ハ暴雨降りて港内曇り  
時と云りて上支少難を英船ハ薩ノ船もたよを利と云  
せり十二所ノ法人患ノ年食ノ難と云る何の物  
一ノ難所と云る薩州の難場一ノイールヤリエス船ハ大  
砲と云る薩島の難場一ノパールシユース船ハお御けり  
於て難所候と云り一ノ蒸氣船と候と云り此等の  
志ハ其船集ノ港ニ送リて之ヲ善クするの士二人の内

人ハ山景政羅巴使言ニ屬後セテ人ノ身ノ致ス  
ルニ提督ノ船ニ乗リト其船中ニ在リテ法船志  
ク捕ルルニケテ我隊と有キ。パールニス船を我と始リ敵の  
放テテ急シク軍法を執リテ一ノニ各船を以テ敵  
合直クナリシトバ又他ノ船ニ移リ。我場少クテ我船と  
警ニテ敵の我場十萬五ノハ法船者皆ヤルドノハ  
百ヤルドの距離ニ在リテ捕ルルハ其船中ニ我と完  
ニ島中懸係トシテ至リシニ。我ニ始リシトテ一  
往の急出せる我場ニ及リテ中絶するニ。殊ニ創  
ク我々ニ在リテ我軍艦破然浮ト以テ市街法

船亦捕ケルルニ。我ニ獲ハルニ我隊と止メタル是カ故ニ  
法船ハ者ニ提督ノ船ニ入リテ。物ヲリースホルス船ハ  
我ハ社の我場ニ。二百ヤルド内ニ由テ我場ノ力強ニ  
我隊と止メル。此ニ我英軍法ト以テ切替ト  
致セリ。我隊ニ我ニ在リシニ。パールニス船と捕ルルハ  
他ノ一船物ニ。我隊ニ在リシ。浮城の中多ク在リテ我ニ  
一付ルルニ。我後ニ我ニ在リシ。果セリ。  
昔ハ十六日古嶺目ニ。我自暴風雨ナリシ。我付我  
ク換夫ハ死スルニ。十一人。我付我ニ在リシ。其の内  
法人の懸致セリ。提督の甲比丹ジョスリンニ。我人平生

ハ殊に漫れなれども獲果ありて一止柳子の思とを  
と付とを勇戦比取と一と云々英國將士の乗船し  
て法人を死せしむるに一 植魔官 エトワルトウイ  
モットも同一勇名ゆゑなりしう ジョスリンと云ふ一海  
中面たるをうけあへハ幾年の申る 船中 提督の甲  
板に三ーが浮れ揚船と云ふ事と云つて三と云ふ人を  
お殺せし提督ハ上倉と云ふ甲板の校より降りしうた甲  
比丹の赤色一付石と痛くを傷と免せしう  
中九付はハ市街の一方大船艦をう  
お尋と船中提督十付と有得と云々七人の死難と云云

り軍艦ハ敵にせし海の戦場より追ふりてお殺せし  
英艦の敵と知りたる 傷ハ深くべさる事  
官敵 戦艦多船艦及ハ倉庫と云々と一と云ふ中  
く 破砕せしとハ戦艦の多しと云ふ事  
換傷せし初日を此戦艦より幾年と云ふ事  
二日月より軍艦此艦と云ふ事  
一海軍も被害せし  
艦中より一艦艦船三隻ハを獲ハ二十号の元  
少と云ふ事と云ふ事ハ此艦の海軍及び  
この事

日本製の船も数多破壊し日本人の戦年のる久く  
大地を能く航する事としし船も亦船数方少  
接しし事付稍進きたる事あり

日印人より船の浮丸ハ十二インチ及八インチの暴丸  
て大地に投ハ百六十斤十挺ハ八十斤を能く二百斤  
数年此船を要洞より安祥と事と事海に御事と事  
是船より大地の能く働きて登りべき管機を破ハ  
たことと事あり

平等船よりしるく亦軍艦数方とお距る位ハ二  
百ヤルドの事と事ハ佳なりと事と接しし好案と事

海を考つるハ亦船の受けしる換矢の稀なる事と事  
接しし事と事固てイニールヤリテ船ハ亦も多分の換傷と事  
たり且此船の揚船及ハ銃具の換矢と事

換矢の表

イニールヤリテ船 傷ム 十人

ペールル船 傷ム 七人

アルギス船 傷ム 五人

ユクエワテ船 傷ム 二人

リースホルス船 傷ム 三人

ヘルエスル

一人  
九人

コロ子ルニール及びそのほかと懸念を拒むせんらるる海客の  
没する場ありて懸念の時より降んで救世を待たんとす  
後人を種々困窮する憂念を託せしむるなり

世後をのぞきしめて世果運するに産むる憂念ありし  
や今もよき世を祈るといふべきなり

薩摩の僥倖として用ひたる洋菓ハ西と姉妹のもの  
又東方として其しる洋菓の量ハ夥しく是又本  
多しざりし故にコロモント船ハバルワサ船多分の洋

菓と称して其をいふ事あり

薩摩ハ英國軍艦控警と称する物と称せんと欲し  
大抵薩摩の細川如賀仙都を薩摩侯の使節と称  
し又 幕府對し西目と夫をいふし一めんは幕府  
侯の使節と薩摩又送る物とせんといふなり  
その間幕府の報告を以て年報を請ふるといふなり  
此も幕府の報告ハ其文を以てハ今もいふと要せん

洋書調所教授方某記

*[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

日本支那の關係する別紙新聞紙

一千八百六十三年九月二十六日

神奈川開戦

薩州 薩見島に於て 英の船隊攻撃あり  
 薩軍一隊は出陣し我軍と衝突せしむる事と交り  
 會社に戦 軍の便 信を待たせしむる事と交り  
 の新報を不承せしむる事一ありと正しく此の如  
 く案あり新報所と交り板十の事と交り會社  
 に止むる事と交り一ありと正しく此の如く案あり  
 會社に思ひしあり

薩見島の戦

英の船隊攻撃あり

今若小記するは英皇薩下侯小幡向しる  
始末の事一併たり此以若皇小幡皇の御見  
島に君若不幸に逢つる臣民数千人を云  
小幡のこゝとにりぞ若皇再びこゝをく困難あり  
境界小幡の了一系と理を了了若戦は終  
了集戦一と死をの志の朋友に之を悲傷す  
一 敵軍も又之を悲しむるに之は若事を  
考ふ一 系換立を以て若皇に比せれば大にすく  
なく之を介し其切は形一 たり  
是のこゝに教漫しして其類の雙額の下り

東方の人 多飛早ホ  
のんまふ と感け一 遂小之を困難小  
かかしくむ東方の人を令し困難小ありといふ  
若一 是を侮む幸小是を統し小なる時其  
東方の人當今より其恰制乃人とたむしり  
能ふ一 且此若皇人乃當今より若皇  
良の人とく事と事知たり信譽額の  
所行小同く其換立すまうしり、故に日  
本小知る一 控會コーブルの名と、水隊の名  
大い若皇の存あり  
我等英國政府乃若小英國乃私隊一等





其海軍を志す小笠原  
亦等令社を撰出を以て考水英の艦隊  
況臨の世素なり港に達する事と記す  
を楽と称せり。麻帆と云ふ小又若葉の島  
ハ嶋又半島あり是のこゝ名くは道也  
小一層麻帆の北に在るを以て當日古午  
後艦隊市街の東に在るを隔て、碇泊す  
碇泊の形状ハ港の島を以て辨れ知る可  
し至る艦隊其世素の港を剛量す可し  
艦隊ありと記す其大なる故に艦隊知ると

抑ふ小笠原の路を用ひて遂に市街に在る系  
列ありと記す其北に碇泊の坊と云ふ所あり  
是れ艦隊の碇泊地なり其大なるは海軍艦  
隊ハ英の艦隊ハ名曜日の名ハ村中を以て指す  
の意ありと云ふ。碇泊する所は千の石人二三  
あり艦隊ハ千の石人ありと云ふ。其の石人ハ何  
と云ふやと尋問したり其石人ハ石の子ルニト  
以て云ふ日本神、和宗神、其の英神と記す  
其並に記す其を麻帆島と云ふ。其の石人ハ  
何と云ふと云ふ。英の二三ト云ふ記す



以事抄取之ありの時ハ和睦ノ旗ニシテ如小建  
ありしと告るる。○我等聖明の君不薩テの  
若くは軍とて裁せし徳意の報償と好むを  
之を以て人車と爲すと云ふ中今を以て  
出能く其意今我等意不爲すと云ふの徳事ハそ  
大異なりし。此界と以て知る事の旨なり  
薩テのニストル徳意の旨ハ次ニ証すこと  
しるし

英の取降 薩使路ハ年者乃らあり也 英  
國より薩テに信す 詰問書ハ能く幕府

と利家之費ハ君薩テと稱す 小告知さるし 僕  
全 薩使乃其間ハ年々ハ三ニストルコロルニル之を  
政府ハ送す也 一ニ其所以ハ家君幕府三ニル  
也 薩使と得す 一ニ是の如く薩使と云  
ふ事ハ其法律ハ規則に照し  
る時ハ其旨ハ其法律ハ規則に照し  
ルトソニ氏ト在御也 一ニ其旨ハ其旨  
新事ハ其旨ハ其旨ハ其旨ハ其旨  
多事ハ其旨ハ其旨ハ其旨ハ其旨  
同ら其旨ハ其旨ハ其旨ハ其旨

若何れハ岩科小重をこころハ勿論ハる事也  
穀害の志と官守懲をんといふ事ハ其  
七のりも一と之と事ハ其事ハ其  
國人と其國する意ハ其事ハ其事ハ其  
押あハる事ハ其事ハ其事ハ其  
氏を穀害を一志也と其事ハ其事ハ其  
大英領ハ其事ハ其事ハ其事ハ其  
以ハる事ハ其事ハ其事ハ其  
と其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其

皆其少重ハ唯大英人ハ其事ハ其事  
一ハ其事ハ其事ハ其事ハ其  
の口如ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其  
其事ハ其事ハ其事ハ其

是の如く家出者すべし其後丁の旨を以て  
重たなる事ありては推察を家出社に託す  
れば原とありり且大永八隻と焼付す事  
多かりし内十二隻は外國製志有用の意  
多かりしを所頼木の如き多價の物と認り  
去り又二三枚は余座を歩みし物均数ヶ所  
と認懐し強と無況此乃市街より所産  
物ありしを悉く造るに積造るに備へ市に  
産とありしを其後物件と認懐し其を  
之に及不我市中市街より推し死傷者

其数奉りし形を以てす  
薩丁の士控等乃取手ありては我に上役  
全控控等并口口ルニルと招待すとの役  
に殿事又ニ城中より振やる薩丁の御  
司出乃所扱を命ぜりしと然れし事  
件ハ宜しとありしに及りては是に控  
等并ニル等と臨昇し臨入しす久し  
たりしとありては推察を以てし其  
物扱を以てし之を以て生捕しす事  
一は是に及りし形を以て推し市街より

砲臺をハシ生捕らるるものも海を削り  
水隊ハ一通りもむらりたる事ハ其次第に  
たつたハ其生捕り之を以て其相下りたる音  
啼といふは之に居たりハ其生捕りたる事ハ  
の一ハ一ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
次ハ記載する事ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
其生捕りたる事ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
の士バルクルの家等ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
ハ其生捕りたる事ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
我々社生捕りたる事ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音

一千八百二十三年八月十九日 午後三時  
船中 書す

八月十九日 午後三時十五分 船中  
港に入らば 港ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
其生捕りたる事ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
八時十分 市街ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
深サ十七尋 其生捕りたる事ハ其相下りたる音  
市街ハ其生捕りたる事ハ其相下りたる音

多岐と市街のちのちありて押よめをとりぬ  
 の右側よりゆるい例とせしむる午後八時四十分  
 市街西へ二十一年の如くあり市街をゆる  
 傷とせしむるありて人元傷一戸の  
 旅亭を焼くありて市街のちのちあり  
 小併列一ありて市街のちのちあり  
 五隻とせしむるありて市街のちのちあり  
 後居戸乃士二人焼死ありて市街のちのちあり  
 十三日午後八時  
 十三日午後八時

次官一隻の端船ありて市街のちのちあり  
 十三日午後八時  
 十三日午後八時



之小中へコロ子ルニールハ其少船 摺当多クヤ古  
を始りしるる所小 山ありありと一と一と

十四日 を船り示 卯凡とい時三十分以五廿船の若

成後所人々を 端船一隻半ありそ其い家子

小港テ右 船あり其若乃あり 船あり其若を

出するをたしん之小中へ家等以好和陸の旗

多しとく人ハ薩人と談判すし其とき午時

十時控會ハバルルと後刻 一 船ありハホツク

小三あり嘗て十二日小港中よりそる 摺機

蒸氣船三隻を 留めし船ありとそる 港内進

行りし小其ハ蒸氣船ハ 控を要し小 碇泊し

阿事 港内を廻りしるる小 岸を里 百ヤルトの如し

らされい三十三分の深さの 碇泊し 阿事

四十分以上の深さを 控會し 午後三時以

船小三あり 号令の旗 ともあり 阿ルギ又船片

スホル船 コケツテ 船へイル 船及びハ 一ホツク 船

乃 船折小 指あり たるを 其を 以て 家等 考る

小港内の 蒸氣船を 奪少の 意あり 午後

七時三十分小 到りしれハ 家船 其 蒸氣船を 奪

りんと 進りし 其を

十五日

工帳日記  
有る

名四時二十分家 取 蕙草船を  
奪人 とし

時ふコケツト 船ハ 蕙草船のコレステト 船ニ 船と其況

キス 船ハ エルジョシゲレイ、 船ハ 船と其況 市ルハ

ホルス 船ハ アレゲラント 船ハ 船と其況 午時と

出 船ハ 水史の 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

送リ 一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

生 捕 一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

一少之と 船ハ 船と其況 一少之と 陸ハ

實にハ、西ノ 亦、東ノ 既、南ノ 花、北ノ 一二の破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ

本分、西ノ 亦、東ノ 戦、南ノ 列、北ノ 連、東ノ 年、北ノ 二、南ノ 十、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ  
亦、 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ 破、北ノ 破、南ノ 破、東ノ

り家小形煙管場と云つたり亦小階台を此所の  
距離は約千二百と申す能く申す事有り  
七八百ヤルト一ヤルトハ 多う了し午後二時申す事此所  
ジョスリ一ヤルトハ 指揮友ウ井モット以テ人指上於  
マ唯一強虎小中りく死は此の時指上を以テ  
氏ハ此所を指揮者として指上ありし事此所の  
死一幸い小形煙管を脱れし事此所の危急  
は場名に望むと云ふに怖れし所若し有る事  
く此所生の多量に於て此所より此所まで事此所  
の後も多う了事此所の時此所を以テ死しし事勇

士共の事と想ひがく大なる之に傷あり十  
十一十二ハハカ案ハ此所此所ハ此所申指上は此所の  
大砲口の傍に此所を以テ此所を以テ死しし事  
十二マフソシテ此所ハ此所を以テ此所の此所  
此所此所の右側を以テ此所を以テ此所の此所中  
く此所を以テ此所を以テ此所を以テ此所の此所  
此の標を以テ此所此所の此所の此所を以テ此所  
此所此所の此所を以テ此所を以テ此所の此所  
十六斤の古砲を以テ此所を以テ此所の此所  
此所ハ此所を以テ此所を以テ此所の此所を以テ

うアルギス、船友コリエツテ船連人〜レイスホルス船を  
 助ぐる多海三時中十分相書た止め〜三時半迄  
 レコスリレ沖〜五時りそ〜九時迄を待たふ二十五時より  
 四時二十分迄捕ふアルギス、船少く多相書たす子  
 の止むレイスホルス、船友はコリエツテ船乃今市街  
 乃尖焼す〜とア〜七時迄り〜八時頃船隊  
 船五艘を燒きつ時迄り〜落つて燒た亦燒  
 ころけ〜〜雨降り〜亦船隊了と〜  
 くれ〜之うあふ〜あ〜流〜小急〜を新〜  
 之を〜の〜市街燒た亦船の燒

燒き〜<sup>炎</sup>十六日<sup>日曜日</sup><sub>七日</sub>午前十四時市街焼た亦流に於  
 空燒せり〜船、亦〜後〜を〜燒て陸上以上  
 くれ〜亦七時八の迄物、燒た亦〜十時  
 二船相ケリスリン、抄録者、チヨレホキス、ハー久フレニニクの  
 死屍〜多〜併〜七〜、多、所、無、見、流、の、残、事  
 一、致、知、〜、〜、市、街、〜、燒、た、亦、的、〜、  
 中、に、於、尖、燒、〜、た、り、多、後、三、時、三、分、頃、を、上、レ、船、隊  
 一、連、〜、進、〜、再、い、残、事、の、用、〜、を、〜、落、つ、多、  
 亦、於、亦、市、街、燒、た、亦、流、た、〜、亦、事、〜、亦、事、の、流  
 皆、二、向、〜、亦、事、を、〜、三、時、四、十、分、頃、十一、の、迄、燒、た、亦、

出くろ嘉物の心業庫 破傷一 邦くろ高の嘉物小  
初ゆりは初の新物 実利一 高物 紅隊 何校  
奔一 五時 至て止めろ 市街 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
家屋 又 城 市 火 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家  
を 我 船 七 船 小 至り 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
ハルリニク氏 此 刀 剣 之 破 了 所 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
十 七 日 月 曜 日 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸  
之 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸 幸

死傷ノ者

ユリユヤス船ニ死者九人 手負二十二 戦後ノ死  
者二人 重創ノ者二人

ペール、船手 負七人

コクエツト船死者二人 手負四人 其内ロイテナト一人

レイスホルス船手 負三人

ベルレウス船死者一人 手負九人

アルキユス船手 負六人

ハーホック船 死傷ナシ

八月 総計死者十二人 手負十五人 戦後ノ死者一人

才八月十五日戦争ノ時用ヒタル薩方ノ大砲負教

才一ノ臺場

三十二斤又ハ二十四斤ノ大砲八挺

白砲二挺

才二ノ臺場

十八斤ノ大砲三挺

白砲其員救洋ラス

右才一才二ノ中間ニ野戦砲七八挺アリ

才三ノ臺場

白砲三挺

才四ノ臺場

大砲ノ員救洋ラス

才五ノ臺場

八インチノ大砲二挺

三十二斤又ハ二十四斤ノ大砲九挺

才六ノ臺場

十八斤ノ大砲三挺

才七ノ臺場

十インチノ大砲二挺

三十二斤ノ大砲五挺

野戦砲二挺

才八ノ臺場

十イシチノ大砲一挺

三十二斤ノ大砲二挺

十八斤ノ大砲一挺

臼砲一挺

才九ノ臺場

野戦砲臺ニ載セタル十八斤ノ大砲四挺

才十ノ臺場

同上ノ大砲三挺

才十一ノ臺場

八イシチノ大砲二挺

三十二斤大砲四挺

才十二ノ臺場

西方ニ向ケテ備ヘタル十八斤ノ大砲三挺

東方ニ向ケテ備ヘタル十八斤仍至三十二

斤ノ大砲十三挺

我等遠見シテ救ヘタル大砲等ノ

総計



大砲 五十五挺

臼砲 七挺

野戰砲 十一挺

此總計六十九挺

我等生捕タル日本ノ士官兩人ノ告ル三十二

臼砲 七挺

大砲 十二挺

上ニアケタル処ノ六十九挺ノ之ニ加ッレハ其總  
救八十八挺タリ符号ノ着タル大砲ノ負救  
ハ我士官亦目撃シテ救ヘタル者符号ナキ

者ハ薩ノ守ノ海軍ニ属セル日本ノ士官兩人  
ノ言ニ従ヘル員救ニシテ其兩人ハ薩ノ蒸気  
船ニ乗リシカ提督ノ船ニ乗レル  
者ナリ

臨時ニ新聞ヲ出版スル會社ヨリ報告

一千八百六十三年九月十六日鹿兒島港ニ於テ記載ス  
本月十六日船隊横濱ヲ出帆ス其船々ハ英王ノユルマ  
ル船イル船コクエツテ船ヘルシウス船レイスホルス船アル  
キニス船及ヒハーホツク船ト名ツクル船也本月十二日ノ朝

右ノ船々鹿見島市街ヲ隔テ、碇泊セリ鹿見島薩ノ侯  
ノ居所也此船々碇泊、後間モナク役人救輩来リテ英国ノ外田  
事務宰相ト応接ニ及ヘリ英田浩問書ハ其役人ニ贈リシハ  
右浩問各ノ取手方ヲ内々承知セリ之ニ由テ役人共ノ我等  
ヲ迷惑オシメオルトニ思シケレハ諸船ハ端船ヲヲロシ港内測量ノ  
為メニ諸方ニ出行キ夕景ニ至テ船將チヨスリシハ士官一兩輩ト  
共ニ日本蒸気船ノ港内ニ碇泊シアルヲ見タリ十二日木曜日我重  
六月廿九日  
役守衛ノ兵卒四十人ヲヒキイ来リ時ヲ過サス立還シリ之ニ  
由テ察スルニ其平穩ヲアルトハ明白ナリ如何トナレハ我船隊  
忽チ其大砲ノ備ヲ建シハナリ扱警敵ニ向ヒ戦争ノ用意ヲナシ

十四日金曜日七月提督ハハ一ホツク船ニ乘リ移リ日本蒸気船ヲ  
質物ニナサンカ為ニ港内ニ乘入り土曜日十三日即チ我重  
二月也浩朝ニ右ノ蒸  
気船ヲ奪ヒ取レリ午前十二時一兩岸ノ諸臺場我船ニ向  
テ放砲シタリベルシウス船及ヒペイル、船ハ忽チ砲ヲ開テ  
之ニ応セリ然レヒ提督ノ船ハ風烈シテ浪高キカ故ニ  
未タ碇ヲヌロサス測量ニ時ヲ費シケレハ砲ヲ開テ之ニ応  
スル聊カ遅緩シタリ此俄カナル暴風ハ我等ノ為ニ甚  
不使理タリアルキユス船コクエツト船及ヒリースホルク船ハ放  
砲ノ用意全備スルト忽チ右ノ蒸気船三隻ヲ取り  
カコミ之レヲ焼キシタリ午後二時我船ニ統テ戦争ノ

用意ヲナシ提督ハ何処ニテ戦フトモ必勝利ヲ得ヘキ方  
策ヲナシ此提督ニ非スニハ戦時ニノソシテ恐怖セスシテ平意  
ニ沈着スルハ能ハサルナリ提督ハ船家中ノ貴重ノ船ヲ  
港ヨリ四百ヤルトノ処ニ備ヘタリ其船ヲ分チテ一時四分ノ  
三ノ間動カスニ居レリ其時日本人ハ其臺場ノ大砲  
ヲステ、去リタリ然レモ其者其処ニアル間ハ放炮頻リニ  
シテ其放炮甚ヨク法ニ合ヘルカ故ニ我為ニハ大ニ妨ケトナ  
レリ就中我前隊ノユルヤリス船ハ其弾丸ニ中リテ大ニ傷  
害ヲ得タリ才二時三十分ニ至リテ実丸並ニ破裂丸雨霰  
ノ如ク我船ノ近傍ニ飛來リ只一ツノ破裂丸ニ中テ船將ヲスリシ

及ヒ指揮官ウイルモット死セリ又一丸ハ甲板ニ落テ忽チ破裂シ  
爰ニ居セタル士官並ニ大砲戾リノ者其死傷アリテ其内只一人怪  
我ナカリシヲニ此後時ヲ過サスシテ多クハ臺場ハ放炮ヲ止メ  
夕リ諸船ハ其処ヲハナレスレトスホルス船ノミ直ニ一ツノ臺場ノ下ニ  
來リテ放炮シケレハ之カ為メニ臺場ノ者共退クニ至レリアルガ  
ユス船並ニコクエツテ船ハ此イースホルス船ヲ助ケシカ為ニ其処ニ  
到リ断ヘス市街及ヒ臺場ニ向テ放炮セリレトスホルス船ハ凡  
ソ五時半頃ニ其処ヲ去リコクエツト船ハホツク船ハ晚景ニ至  
ルマテ市街ニ向テ断ヘス破裂丸ヲ放炮シ我船ノ此ノ  
如キ放炮ヲナスカ故ニ俄ニ火災ニ市街ニ発リ尽ク

諸物件ヲ火傷シタリハ一ホツク船モ又日本ノ大船  
五隻ヲ火焼シ製造一ツヲモ焼ケリ夜ニ入テ風益烈  
シクオ十時頃其火熾ニシテ溜サ一里余ニ延焼  
セリ其火声モ烈シカルヘテトモ其処ヲ去ル  
遠クレハ聞ヘス諸物件ヲ焼失スル夥シキハ定テ  
人ヲシテ驚カシムルニ至ルナルヘシ日曜日オ八月十七日  
我七月五日ノ  
朝ニ至テモ市街及ヒ製造一ツノ火猶未夕消ハス薩  
戸守ノ蒸気船並ニ日本船焼失シテ海ニ沈メリ其  
内一隻ノ蒸気船ハ一ホツク船之ヲ亦沈メタリ午前十  
時ニ至リテ天始メテ暗ルヲ以テ戦死シタル士官ヲ

葬レリ午後才二時半過我ハ  
時過船隊再ヒ碇ヲ揚ケ  
徐々ニ進行シ臺場並ニ市街ニ向テ破裂丸ヲ亦  
放シタレトモ臺場ヨリ実丸ヲ亦放スル一二十個  
ニ過ス且ツ其実丸我船ヲ傷害スルニ至ラス市  
街ノ火ハ漸々四方ニ焼ケ廣カリ堡塞モ亦其  
災ヲ受ケタリ其後モ我諸船ヨリ亦放スル砲  
彈ノ勢甚盛ナリ夜ニ入りテ我船鹿兒島ヨリ  
三里ヲ隔テ小村落アル処ヲ離レテ碇泊ス

一千八百六十三年才八月十七日我文久三年  
七月四日  
一十六 鹿兒島ニアル英国ノコールヤリユス船中ニテ記ス

一千八百六十三年八月十五日 我七月 鹿兒島ニ  
 於テ戦争シタル船隊ニ乗り組タル者ノ死傷  
 表

ユールヤリユス船中  
 才一船將 チヨスリン 三十七歳 戦死  
 才二指揮官 ウイルモット 三十歳 同上  
 才三某官 ハガルルケー 二十二歳 同上  
 才四同上 アレメシク 二十三歳 同上  
 才五同上 リンドセイ 二十一歳 同上  
 才六同上 ワルレン 十九歳 同上

才七同上 スミット 二十二歳 同上  
 才八同上 ヤルデリー 二十四歳 同上  
 才九同上 チヨンホウキン 十九歳 同上  
 才十ボイ ハルチニク 十七歳 同上  
 才十一 アキント アルゼフリン 二十二歳 浅手  
 才十二某官 デヨオーニス 二十六歳 同上  
 才十三同上 ケン子ツト 二十八歳 同上  
 才十四同上 デヨンビツトミン 二十歳 同上  
 才十五同上 アブホット 二十二歳 同上  
 才十六同上 シキン子ル 十九歳 同上

才十七日上	シフトセル	二十二歳	同上
才十八セルセント	シヨルシレット	二十二歳	同上
才十九某官	サミユールホツクス	二十二歳	同上
才二十同上	オラム	十九歳	同上
才二十一同上	ニウベルリ	十九歳	同上
才二十二工砲人	ヘットコック	四十歳	同上
才二十三某官	ホグケツト	十九歳	同上
才二十四某官	ホウデン	二十六歳	深手
才二十五全上	シリ	二十一歳	全上
才二十六大砲方	セル	二十七歳	浅手

才二十七セルセント	ユケニチール	二十四歳	同上
才二十八某官	チヨニスチフ	二十三歳	同上
才二十九同上	バルトレット	十九歳	同上
才三十同上	アレキサントル	十九歳	同上
才三十一同上	シットセル	二十二歳	同上

ペール船中

才三十二工匠	アルムストロニク	三十八歳	浅手
才三十三隊長	フレント	四十四歳	深手
才三十四大砲方	フアルレル	十八歳	同上
才三十五某官	メルセル	二十六歳	浅手

才三十六日上 コヒンソシ

二十一歳 同上

才三十七日上 トブツク

三十二歳 同上

才三十八同上 オニ等  
之ボイ シツトヤル

十六歳 羽土

ユクエツテ舩中

二十九歳 戦死

才三十九大砲方 トマスセン

二十七歳 戦死

才四十某官 ゲール

二十九歳 深手テ  
死ス

才四十一 ロイテナント デンニ

二十六歳 深手

才四十二大砲方 ハルリス

三十歳 同上

才四十四同上 フアコト

十七歳 浅手

才四十五 ペルシウス舩中

二十四歳 同上

才四十五才二之ボイ ヘツト

十六歳 深手  
死ス

才四十六 ロイテナント ピット

二十二歳 浅手

才四十七上等士官 ギルヒン

三十三歳 同上

才四十八某官 コソク

四十歳 同上

才四十九同上 アレイン

十七歳 同上

才五十同上 ビグトウ

二十九歳 同上

才五十一掃工 ナイイト

二十九歳 同上

才五十二某官 カルレスソイトルス

二十七歳 同上

才五十四同上 キブリシ

二十一歳 同上

才五十四同上 カスレスガキル

二十六歳 深手

才五十五某官

バルニス

三十一歳

浅手

才五十六某官

シヨシフオシテン

二十九歳

同上

才五十七同上

セイムス、ケニチツト

二十歳

同上

才五十八某官

ラルド子ル

二十二歳

同上

才五十九某官

ヂヨルチ。トイン

二十歳

同上

才六十同上

クロークル

四十歳

同上

才六十一同上

チルロン

二十八歳

深手

才六十二同上

ナールナニ

二十八歳

薄手

才六十三同上

セームスホル

十九歳

同上

上ニ記セル死傷ノ巨細書

上ニ奉タル才一者ハ脳蓋ヲ碎カル

日才二ノ者ハ日ノ後部ヲ打碎カル

日才三ノ者ハ脳蓋及腮ヲ碎カル

日才四ノ者ハ脳髓ヲ破ラル

日才五ノ者ハ同上

日才六ノ者ハ脳蓋ヲ碎カル

日才七ノ者ハ同上



曰才八ノ者ハ同上

曰才九ノ者ハ胸腹ヲ破ラル

曰才十ノ者ハ破裂丸ニテ胸膈ノ右部ヲ殺カレ筋

骨及ヒ肺ヲ破リ腕ヲ碎ク

曰才十一ノ者ハ破裂丸ニテ右肩ニ浅手ヲ得テ其

勢ニテ面部ヲ焼キ又種々ノ薄手ヲ得ル

曰才十二ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ薄手ヲ得又

右脚ヲ傷ク

曰才十三ノ者ハ破裂丸ノ碎クル勢ニテ面部並ニ

両腕ヲ火傷セリ

曰才十四ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ面部ニ創ヲ得

又其火勢ニテ火傷セリ

曰才十五ノ者ハ碎片両腕ニ中リテ創ヲ得又左股

ノ内部ヲ傷ク

曰才十六ノ者ハ火茶ニテ面部ヲ焼ク

曰才十七ノ者ハ碎片ニテ頭上ニ創ヲ得ル

曰才十八ノ者ハ右腕ニ薄手ヲ得ル

曰才十九ノ者ハ両腕ニ脗下ニ薄手ヲ得ル

曰才二十ノ者ハ左脚ニ薄手ヲ得ル

曰才二十一ノ者ハ彈丸ノ碎片ニテ頭上並ニ左足ニ

創ヲ得ル

曰才二十二ノ者ハ左腕及ヒ腹部ニ薄手ヲ得ル

曰才二十三ノ者ハ右脚ニ薄手ヲ得ル

曰才二十四ノ者ハ破裂丸ニテ面部ヲ殺ク

曰才二十五ノ者ハ破裂丸ニテ右股ヲ傷キ顔眼及

ヒ腕ヲ火傷シタリ

曰才二十六ノ者ハ碎片ニテ胸部ニ薄手ヲ得ル

曰才二十七ノ者ハ左腕ニ浅手ヲ得破裂丸ノ碎タ

ル勢ニテ指及ヒ面部ヲ火傷セリ

曰才二十八ノ者ハ碎片ニテ左足ヲ破ル

曰才二十九ノ者ハ破裂丸ノ火勢ニテ面部ヲ焼

ク

曰才三十ノ者ハ左股ニ浅手ヲ得ル

曰才三十一ノ者ハ破裂丸ノ碎片ニテ足ヲ傷キ

其火勢ニテ面部ヲ火傷セリ

曰才三十二ノ者ハ碎片ニテ額及ヒ髻ヲ傷ク

曰才三十四ノ者ハ碎片ニテ面部及ヒ左股ヲ傷

ク

曰才三十四ノ者ハ碎片ニテ臀及ヒ両足ヲ傷ク

曰才三十五ノ者ハ碎片ニテ踝ヲ傷ク

曰才三十六ノ者ハ碎<sub>レ</sub>尺ニテ腓腸及ヒ脚ヲ傷ク

曰才三十七ノ者ハ同上ニテ指ヲ傷ク

曰才三十八ノ者ハ同上ニテ腓腸ヲ傷ク

曰才三十九ノ者ハ同上ニテ胴腹ヲ破ル

曰才四十ノ者ハ砲丸ニテ右股ヲ破ル

曰才四十一ノ者ハ実丸ニテ左膝ヲ傷ク

曰才四十二ノ者ハ同上ニテ左脚ヲ傷ク

曰才四十三ノ者ハ股ニ浅キヲ得ル

曰才四十四ノ者ハ左股ニ同上ヲ得ル

曰才四十五ノ者ハ両脚ヲ碎ク

曰才四十六ノ者ハ右股ニ浅キヲ得ル

曰才四十七ノ者ハ破裂丸ニテ右手ヲ火傷ス

曰才四十八ノ者ハ碎丸ニテ右手ニツノ指ヲ傷ク

曰才四十九ノ者ハ同上ニテ右ノスケーピング<sub>詳ニ</sub>教点

ノ小創ヲ得ル

曰才五十ノ者ハ右ノ腕ヲ破ラル

曰才五十一ノ者ハ碎尺ニテ左腕ヲ傷ク

曰才五十二ノ者ハ同上ニテ左踝ヲ傷ク

曰才五十三ノ者ハ同上ニテ両腕ヲ破ラル

曰才五十四ノ者ハ右腕ヲ碎キ右股ヲ傷ク

曰才五十五ノ者ハ碎尺ニテ脚ヲ傷ク

曰才五十六ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク

曰才五十七ノ者ハ同上ニテ脚ヲ傷ク

曰才五十八ノ者ハ同上

曰才五十九ノ者ハ同上ニテ腕ヲ傷ク

曰才六十ノ者ハ同上ニテ面部ヲ傷ク

曰才六十一ノ者ハ左腕ノ関節ヲ損ス

曰才六十二ノ者ハ右手ノ大指ヲ傷ク

曰才六十三ノ者ハ右腕ニ浅子ヲ得ル

クローロク并其會社之関板

